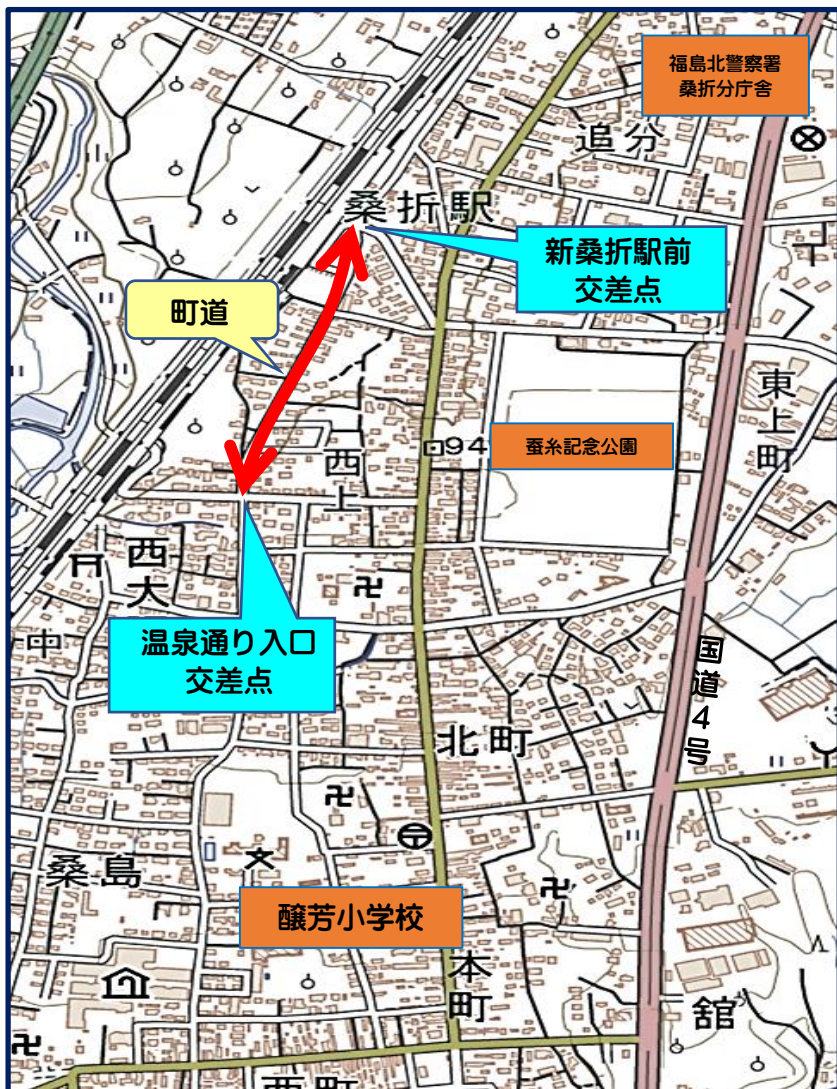


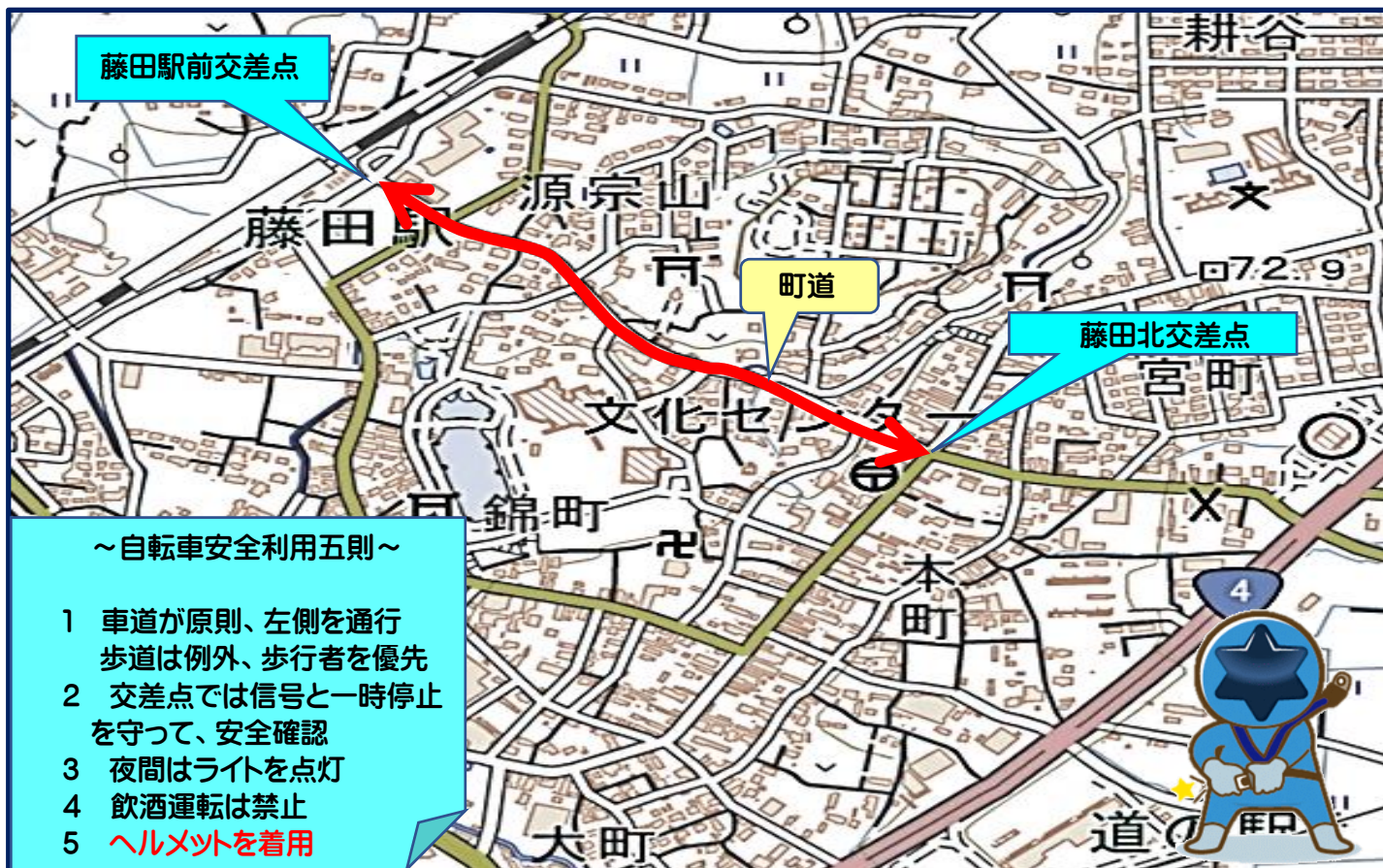
# 福島北警察署桑折分庁舎（自転車指導啓発重点地区・路線図）



- 選定理由  
いずれの路線・地区も通学等による自転車の通行量が多く、事故の発生が心配される路線です。
- 自転車安全利用五則を守って走行しましょう。「普通自転車専用通行帯」が設置されている場合は、左側の通行帯を走行しましょう。
- ヘルメットを被りましょう。  
令和5年4月1日から、自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務化されました。万が一の交通事故に備えて、ヘルメットを正しく着用しましょう！

## 令和5年に福島北警察署管内で自転車乗車中に死傷した人の状況等

	死傷者数	うちヘルメット		事故時のヘルメット着用率	
		着用	非着用	令和5年	令和4年
小学生	0人	-人	-人	-	0%
中学生	0人	-人	-人	-	100%
高校生	2人	0人	2人	0%	0%
一般	3人	1人	2人	33%	29%
高齢者	3人	0人	3人	0%	0%
合計	8人	1人	7人	13%	16%



### ～自転車安全利用五則～

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 **ヘルメットを着用**

